

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「管理票（県一連番号〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇）及び添付文書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成24年12月5日付けで行った部分開示決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年10月9日付けで、「平成21年以降〇〇警察署に相談した記録（管理票）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成24年12月5日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成24年12月25日付けで本件処分の不開示部分の開示を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成25年3月6日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成25年3月6日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成25年4月25日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成25年10月17日、諮問庁からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件審査請求について平成26年2月13日、審査請求人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

(1) 本件開示請求について

実施機関は、開示請求者の相談の記録である管理票について、〇〇警察署の保有個人情報を検索し、本件保有個人情報を特定した。

管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）に規定された様式であって、警察への苦情の他、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や県民の安全と平穏に関する相談又は公益通報に関する相談等があった場合に作成するものであり、相談等を担当した警察職員は、犯罪等による被害の未然防止を念頭に、当事者からの聴取によって把握した情報の要点の記録に適宜分析・検討を加え、申出の概要として簡潔且つ明瞭に記載するものである。

本件対象保有個人情報は、開示請求者が自身の子どもに対するいじめがあったとして、相手方の親との間で生じたトラブルに関する、学校及び教育委員会を含めた相談について、〇〇警察署の警察安全相談担当者が作成し、保管していたものである。

(2) 不開示とした情報について

ア 警部補以下の職員の氏名について

警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないことから、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名を開示することにより当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号に該当するものと認

められる。

イ 欄外及び処理経過のうち、苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報について

本件対象保有個人情報には、相談を担当した警察職員が事案について分析・検討を加えた部分が含まれている。こうした情報を開示することとなれば、担当した警察職員がプライバシー等に配慮するあまり、機微な情報の記載を避けるようになるなど、正確な情報を組織的に把握することが困難となることにより、苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当するものと認められる。

ウ 処理経過のうち、開示請求者以外の個人に関する情報について

本件対象保有個人情報は、複数の当事者が関与するトラブルについての相談の記録であって、開示請求者単独の記録ではなく、開示請求者以外の当事者から聴取した内容を含む記録となっている。開示請求者以外の当事者に関する記録は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

また、聴取は他の当事者に内容が漏れないよう配慮した上で実施されており、特段の事情が無い限りその内容を他者に伝えることもないため、条例第17条第3号ただし書きイ及びロには該当しない。

なお、本件の当事者には小学校の関係者が含まれているが、現在公務員の職にある者ではなく、その聴取した記録は条例第17条第3号ただし書きハに該当しない。

更に、開示請求者以外の当事者に関する記録を開示すると、当事者が率直な発言を躊躇したり、担当した警察職員が当事者のプライバシー等に配慮するあまり、機微な情報の記載を避けるようになったりするなど、当事者と警察の信頼関係に悪影響が生じ、正確な情報を組織的に把握することが困難となることにより、結果的に組織としての対応を誤る蓋然性が高い。

したがって、開示請求者以外の当事者に関する記録は、開示することにより適正な苦情・相談等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号の不開示情報に該当するものと認められる。

(3) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本

件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成21年以降、審査請求人本人が〇〇警察署に相談した記録として作成された管理票及び添付文書である。このうち、本件審査請求の対象は、「管理票」である。

管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）に規定された様式であって、申出人から苦情、相談等があった場合に作成するものであり、一般に、苦情、相談等の申出内容の記録及び、警察職員が事案を処理した経過の記録によって構成されている。相談等を担当した警察職員は、その内容について、犯罪等による被害の未然防止を念頭に、当事者からの聴取によって把握した情報の要点の記録に適宜分析・検討を加え、申出の概要として管理票に記載することである。

当審査会では、本件処分の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 警部補以下の職員の氏名及び印影並びに非常勤職員の印影について

ア 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。しかし、同号は、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合には、不開示情報から除くとしている。このうち、同号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示するとしている。

これら職務の遂行に係る情報の中に、当該公務員等の氏名が含まれる場合は、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又

は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合には、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合が該当する。

警部補以下の職員及び非常勤職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえ、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イには該当しない。また、本件の場合、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに非常勤職員の印影は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

イ 条例第17条第5号該当性について

条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

ところで、上記(2)アで述べたとおり、警部補以下の職員の氏名等は、慣行として公にされていない。このことは、警部補以下の職員の職務の特殊性から、氏名等を公にすることによって、当該職員及び家族等が攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるという危惧を含めて判断されている、と考えられる。

したがって、諮問庁が主張する条例第17条第5号の該当性は、同条第3号の該当性に内包されていると解される。

(3) 欄外及び処理経過のうち、苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報について

ア 条例第17条第7号該当性について

条例第17条第7号は、「県の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であ

って、開示することにより、(中略) その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を包括的に不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会が見分したところ、当該不開示部分には、実施機関の職員が主体的に分析・検討を加えた内容が記載されている。こうした情報を開示することとなれば、今後、実施機関が本件と同様の管理票を作成するにあたって、職員が率直かつ具体的な記載を避けるがゆえに、詳細かつ正確な情報を組織的に把握することが困難になる蓋然性が高くなる。

したがって、当該「欄外及び処理経過のうち、苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報」の部分は、開示することによって、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第17条第7号の不開示情報に該当すると認められる。

(4) 処理経過のうち、開示請求者以外の個人に関する情報について

ア 条例第17条第3号該当性について

本件対象保有個人情報、開示請求者以外の当事者から聴取した内容の記録を含んでいる。当該記録は、当審査会が見分したところ、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものと認められ、かつ、条例第17条第3号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する事情は認められない。

したがって、当該「処理経過のうち、開示請求者以外の個人に関する情報」の部分は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

イ 条例第17条第7号該当性について

警察が、犯罪等による被害を未然に防止するためには、相談等に対して警察が事案を正確に把握し適切な対応をとることが必要不可欠となる。そのためには、当事者が警察に申し出た内容や警察が当事者から聴取した情報が、いかなる形であれ第三者に知られることはないという信頼関係が、警察との間に構築されていることが前提となるものと認められる。

しかるに、当該不開示部分を開示すると、当事者と警察との信頼関係が崩れ、今後、詳細な供述を得られなくなる等、結果として事案の正確な把握が困難となるおそれが強いものと認められる。

したがって、当該「処理経過のうち、開示請求者以外の個人に関する情報」の部分は、開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第17条第7号の不開示情報に該当すると認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 3月 6日	諮問を受ける（諮問第89号）
平成25年 3月 6日	諮問庁から理由説明書を受理
平成25年 4月25日	審査請求人から意見書を受理
平成25年10月17日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成25年11月29日	審議
平成26年 1月15日	審議
平成26年 2月13日	審査請求人による意見陳述及び審議
平成26年 3月13日	審議
平成26年 5月15日	審議
平成26年 5月19日	答申